

山老施発 114 号

令和 4 年 9 月 8 日

山形県知事 吉村 美栄子 様

一般社団法人

山形県老人福祉施設協議会

会長 峯田 幸悦



## 物価高騰に対する高齢者福祉・介護施設等への支援についての要望書

日頃より新型コロナ禍にかかる高齢者福祉・介護施設等への支援について対策を講じていただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、高齢者福祉・介護施設等は、日常の業務に加えて、新型コロナ感染者の対応に追われており、その厳しい感染防止対策のための業務量増が生じているばかりか、感染防護用品の購入費用など多大な出費を余儀無くされ、厳しい経営を強いられている状況にあります。このような中で、今般の光熱費、食材料費等の物価高騰は、高齢者福祉・介護施設等の運営に甚大な影響を及ぼしてきております。

高齢者福祉・介護施設等は国が定める公定価格により運営されており、物価高騰の影響を利用料への転嫁やサービスの低下によって吸収することができず、もはや経営努力のみでは対応することが困難な状況となってきています。

内閣府から交付される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」においては、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が創設され、各地方公共団体の判断によって各種の物価高騰対策を講じられてきているところですが、本年 4 月 28 日付け通知（注 1）では、当該交付金の活用が可能な事業として「学校給食等の負担軽減」や「事業者に対する電気・ガス料金を含む公共料金補助」が例示されております。

高齢者福祉・介護施設等は、入所者等に対する給食を行っているために食材料費の高騰は経営を直撃する状況となっており、また入所施設建物の管理や調理などにおいて多額の電気・ガス等を費消している状況にあることから、まさにこの交付金の活用が可能な事業の例示に該当するものとなっております。

厚生労働省からも、5月9日付け通知（注2）により、介護サービス事業所・施設等もこれらに該当するものとして、地方公共団体の判断により臨時交付金の活用を検討することが考えられる旨が示されており、さらに7月27日付け通知（注3）で再周知がなされております。

このことについてご賢察を賜り、すでに限界水準で経営を行ってきた高齢者福祉・介護施設等にとっては、危機的な状況にあると考えられるところから、緊急的な支援策についてご検討いただき、一日も早い実現を図っていただきますようお願い申し上げます。

なお、本要望書と行き違いに、既に、高齢者福祉・介護施設等に対する支援策に係る予算計上をいただいていた場合は、失礼をお詫びするとともに感謝の言葉に代えさせていただきますたく存じます。

（注1）「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」

（注2）「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱及びコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について」

（注3）「介護サービス事業所・施設等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用の再周知及び調査」